

2007年9月14日

法務省民事局参事官室 御中

特定非営利活動法人 消費者機構日本
被害情報対応委員会 第1ワーキンググループ
住所：東京都千代田区六番町15 プラザエフ6階
電話：03-5212-3066 fax：03-5216-6077

「保険法の見直しに関する中間試案」への意見

私ども消費者機構日本は、消費者団体訴訟制度の適格消費者団体として、消費者契約法に照らして不当な約款・勧誘行為等の是正を事業者申し入れる活動を行なっております。その活動の一環として、消費者被害情報の提供を受けております。この間、私どもに、保険契約の問題点として消費者から提供された情報から、現在、問題意識を有している事項について、以下意見を申し述べます。

I. 「規律の内容の現代化」「現代語化」について

1. 今回の見直しのポイントである「規律の内容の現代化」「現代語化」については、基本的に歓迎できるものです。

消費者にとって、保険は人生の節目において必要な商品でありながら、極めてわかりにくいという苦情が寄せられています。「見たり、触ったりして確認することのできない商品」であるうえに、「そのしくみや内容は複雑」であり、「法律（規律）や約款の文言は難解」であること等が理由となっています。

従って、契約時や支払い事由発生時等に誤解等が生じず、消費者や事業者に間違いなく理解できる、簡明で平易な表現や文言となることを期待します。

2. 商法の中の条文・規律としての規定から、保険法として独立させる方向での検討を要請します。

複雑化している保険に関する法令については、保険法（保険契約法）として独立させることが、消費者が法令の存在を容易に知りうるようになる第一歩だと考えます。保険業法とあわせて消費者が法令を理解し、保険の契約等に臨むことができる条件整備の一つとして保険法としての独立をご検討ください。

II. 保険契約の募集や契約締結の際の情報提供について

[中間試案6ページ 第2 損害保険契約に関する事項・1 損害保険契約の成立・(損害保険契約の成立関係後注)]

1. 保険契約の募集や締結の際、保険者による重要事項に関する十全な情報提供および説明についての義務を法律上明文化することが必要です。

消費者の保険に関わるトラブルの殆どは、保険の選択や契約に際して、難解な文言が使用されていることに加え、十分なわかりやすい情報の不足や具体的かつ理解できる説明の不十分さに始まります。

従って、各契約共通事項として、「保険契約の募集や締結の際の規律を契約法上もうけることについては、なお検討する」ととどめるのではなく、法として規定することがトラブル防止の前提として当然と考えられます。

2. 「告知義務や通知義務」違反を理由とした保険金不払い等を防止するためにも、契約を取り

交わす際の「告知義務や通知義務」に関する保険者の情報提供義務について、法定することが必要です。

3. 情報提供や説明が不十分なまま交わされた契約について、当初の説明どおりの保険金が受け取れなかった場合、損害額の推定などの規定を設けて、消費者による損害賠償請求権の行使が容易になるようにすべきです。

Ⅲ. 損害保険契約の変動に際しての通知と解除について

[中間試案6ページ 第2 損害保険契約に関する事項・2 損害保険契約の変動・(1)危険の増加および(2)危険の減少]

1. 通知（義務）違反による解除については、中間試案3ページ・危険に関する告知のエのB案（エ アによる解除の効果）をさらにすすめて、重過失であっても、保険金の減額がされるという効果にとどめるべきと考えます。
2. 契約の成立の後、保険者から通知（告知）を求められる危険が増加した場合、保険契約者または被保険者は保険者にそのことを通知しなければ「保険者は契約を解除できる」という見直し内容については、賛成できません。
消費者にとって、危険の増加についてどのような場合に保険者に通知するべきかは不明です。単純に「通知をしなければ解除することができる」という考え方では、保険者との対等な契約関係の維持としては無理があると考えられます。
3. “危険の変化の確認＝危険の増加・減少”について、契約時および契約期間中に、保険者からの十分な情報提供・説明を義務付けることが必要です。あわせて、年次毎に、保険者からの質問による“変化の把握”等による確認が望まれるところです。
4. 項目を起こしておりませんが、告知（契約の解除の要件）＜中間試案2ページ 第2 損害保険契約に関する事項・1 損害保険契約の成立・(3)危険に関する告知＞に関しては、同様に、危険の告知に関する解除として、中間試案3ページのエのB案を支持するとともに、その方向での検討を望みます。

Ⅳ. 損害保険契約の変動に際しての超過保険について

[中間試案8ページ 第2 損害保険契約に関する事項・2 損害保険契約の変動・(3)超過保険]

中間試案において提起されている、超過部分の保険金額減額に対応する分の保険料の返還を請求できる等の内容は、基本的に賛成できるものであり、(注.3)での片面的強行規定とすることに関しても賛成です。

Ⅴ. 損害保険事故の発生による保険給付としての重複保険について

[中間試案10ページ 第2 損害保険契約に関する事項・3 保険事故の発生による保険給付・(6)重複保険・ア 各保険者がてん補すべき損害額・イ 保険者の求償権]

1. 中間試案において提起されている、重複保険に関しては、(注.1)の損害を超えたてん補を受けることができないということを含め、基本的に賛成できるものであります。ただし、重複保険の場合、必要な保障額を超える契約となっている可能性もあることから、保険者は、重複契約となっていないかどうか、損害を超えたてん補を受けることができないことを確認、説明する義務を法定すべきです。
2. アの(注.2)について、複数の保険契約を持つ保険契約者へ、他の保険者（契約）からの保険金支払いの有無の通知を求めることは、保険者の本来業務としての適正な支払い義務の手続き（調査等）を免じ、モラル問題の発生を誘発することも考えられることから、慎重な検討が必

要です。

3. このように保険者の独立責任額による保険金案分を超えて損害を補したときの、保険者間の求償を法定することが、迅速な支払いとなり、消費者利便ともなると考えられます。

VI. 生命保険契約に関する被保険者の同意について

[中間試案 18 ページ 第3 生命保険契約に関する事項・1 生命保険契約の成立・(2)他人を被保険者とする死亡保険契約・ア 被保険者の同意]

1. 中間試案において提起されている、生命保険契約における被保険者の同意に関しては、基本的に賛成できるものであります。
2. 「[一定の場合]はこの限りではなく、今後検討する」ことについては、当然ではありますが未成年者および成年後見人等、法律手続きに代理人等を必要とするような該当者の場合において、規定していく必要があると考えられます。
3. 当機構への情報では、成人し結婚もしている子どもを、親が親心からと思われる動機からでしょうか、当人には無断で生命保険契約をし（保険料負担も親）、当人に知らせないままの契約維持であったことから、当人自身には別の生命保険契約もあり、契約額や保障内容等についての苦情例があります。
4. 苦情例からみれば、契約時において、保険者は保険契約者の申告のみによる被保険者の確認であることを知っていたり、被保険者の本人確認がないことを募集人は知っていたり、という状況であることが一般的に多いのが問題と考えられます。保険業法からも問題といえるのではないのでしょうか。

以 上